

10月1日
から

国民健康保険
老人保健

国民健康保険

こころが変わります

対象年齢が

70歳未満から75歳未満に

老人保健の対象年齢引き上げに伴い、国民健康保険（以下国保）の対象年齢も変わりました。国保に加入している人で昭和七年十月一日以降に生まれた人は、七十五歳になるまで、国保で医療を受けることになります。

受診者の負担割合が年齢によって変わります

三歳未満の乳幼児の医療費負担が三割から二割になりました。また、七十歳以上七十五歳未満の人の負担も二割から一割（一定以上所得者は二割）になりました。

十月以降、七十歳になった人には国保の保険証とは別に受診者負担の割合（一割または二割）を示す「国民健康保険高齢受給者証」を個別に送付します。医療機関の窓口で両方を提示して

負担割合

平成14年9月30日まで

一般被保険者
(0歳以上70歳未満)
3割負担
70歳以上は老人保健



平成14年10月1日から

3歳未満の乳幼児 2割負担
3歳以上70歳未満 3割負担
70歳以上 1割負担
(一定以上所得者は2割負担)
75歳以上は老人保健

対象年齢

平成14年9月30日まで

70歳未満の人
(65歳以上で一定の障害のある人を除く)
70歳以上は老人保健



平成14年10月1日から

75歳未満の人
ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人と65歳以上の寝たきりなどの人は、引続き老人保健の対象となります。

老人保健

対象年齢が

70歳以上から75歳以上に

老人保健で医療を受ける人の対象年齢が七十五歳以上に引き上げられました。（平成十四年九月三十日までに七十歳の誕生日を迎え、すでに老人保健で医療を受けている人は引き続き老人保健で医療を受けられます。）

受診者の負担割合が一割になります（一定以上所得者は二割）

病院や診療所などの窓口で支払う医療費の負担が一割（一定以上所得者は二割）になりました。

外来の月額上限制（一カ月に負担する額が三千二百円、大病院では五千三百円）および診療所の定額負担（診療所ので一日につき八百五十円負担/月に四回まで）選択制は廃止されました。

負担割合

平成14年9月30日まで

かかった費用の 1割負担
(1か月に3,200円、大病院では5,300円まで負担)
または定額制の診療所では
1日につき850円(1か月に4回まで)
入院：かかった費用の一割負担(上限額まで)



平成14年10月1日から

かかった費用の 1割負担
ただし、
一定以上所得者は 2割負担

対象年齢

平成14年9月30日まで

満70歳以上の人
(65歳以上で一定の障害のある人を含む)



平成14年10月1日から

満75歳以上の人
ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は引き続き老人保健で医療を受けます